

小樽市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 18年度の人件費率
19年度	人 137,693	千円 56,351,018	千円 △ 1,296,470	千円 10,615,158	% 18.8	% 17.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平 均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	1,181	千円 4,523,249	千円 827,832	千円 1,827,154	千円 7,178,235	千円 6,078	千円 6,443

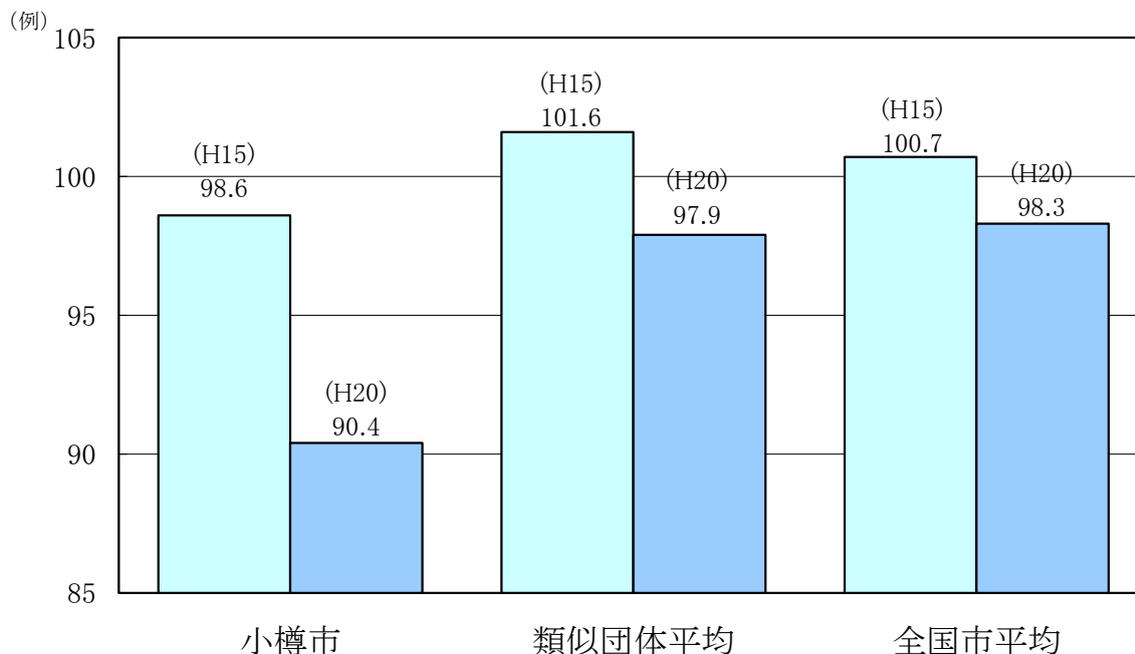
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

特別職等の給料月額において、市長は30%、副市長は18%、教育長は13%減額しており、これを基礎として計算される手当にも反映しています。期末手当は平成20年度から、支給率を0.9か月分削減し年間3.5か月としており、計算の基礎額に係る役職加算も凍結しています。

一般職（教育長を除く）においては、平成15年度比較で、平成16年度は3%、平成17年度は5%、平成18年度は7%の給料月額の独自削減を実施、平成19年度には給与構造改革を導入したうえ5%の独自削減を実施し、平成15年度比較で約10%の給料削減を行っており、これを基礎として計算される手当（退職手当を除く）にも反映しているところです。管理職手当についても平成9年10月から一部削減しており、平成16年4月1日から部長職と次長職は13%、課長職は8%を本来の額から減額しており、特殊勤務手当は平成19年度に大幅な見直しを実施し77種類から21種類へ削減しています。退職手当は国が構造改革導入と同時に支給している調整額について、支給を凍結しています。期末勤勉手当は平成20年度から、医師を除き、支給率を1.0か月分削減し年間3.5か月としており、計算の基礎額に係る役職加算も凍結しています。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（20年4月1日現在）

1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
小樽市	45.0 歳	323,158 円	379,778 円	364,366 円
北海道	43.9 歳	328,169 円	397,316 円	376,548 円
国	41.1 歳	325,113 円	- 円	387,506 円
類似団体	43.8 歳	343,153 円	405,745 円	378,371 円

2) 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
小樽市	50.4 歳	167 人	330,732 円	364,970 円	363,360 円		歳	円	
うち運転手	52.5 歳	17 人	341,759 円	378,904 円	380,566 円	自家用乗用自動車運転者	50.6 歳	257,200 円	1.5
うち用務員	49.7 歳	17 人	327,335 円	363,154 円	365,781 円	用務員	53.9 歳	225,900 円	1.6
うち給食調理員	55.9 歳	20 人	353,600 円	369,892 円	371,502 円	調理師	43.4 歳	244,800 円	1.5
うち清掃作業員	50.5 歳	28 人	330,146 円	366,225 円	362,305 円	廃棄物処理業従業員	43.6 歳	299,700 円	1.2
北海道	47.9 歳	1,304 人	320,363 円	359,880 円	354,211 円		歳	円	
国	48.9 歳	4,784 人	284,679 円	- 円	320,623 円		歳	円	
類似団体	47.3 歳	97 人	322,887 円	358,405 円	344,370 円		歳	円	

区分	参 考				
	年収ベース(試算値)の比較				
	公務員 (C)		民間 (D)		C/D
小樽市	5,971,946	円	-	-	-
うち運転手	6,209,720	円	3,405,700	円	1.8
うち用務員	5,963,854	円	3,227,400	円	1.8
うち給食調理員	6,108,095	円	3,368,800	円	1.8
うち清掃作業員	6,000,346	円	4,170,000	円	1.4

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成17～19年の3ヵ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

3) 教育職（指導主事及び社会教育主事）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小樽市	45.3 歳	395,250 円	449,115 円
北海道	41.8 歳	354,388 円	410,517 円
類似団体	43.2 歳	336,351 円	360,809 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（20年4月1日現在）

区分		小樽市	北海道	国
一般行政職	大学卒	165,200 円	159,285 円	172,200 円
	高校卒	133,000 円	129,592 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	133,000 円	129,592 円	137,200 円
	中学卒	128,800 円	—	129,200 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（20年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	254,186 円	291,045 円	327,600 円
	高校卒	225,000 円	252,833 円	276,000 円
技能労務職	高校卒	241,800 円	307,471 円	328,800 円
	中学卒	274,400 円	(該当者なし)	(該当者なし)
教育職	大学卒	(該当者なし)	(該当者なし)	(該当者なし)
	高校卒	(該当者なし)	(該当者なし)	(該当者なし)

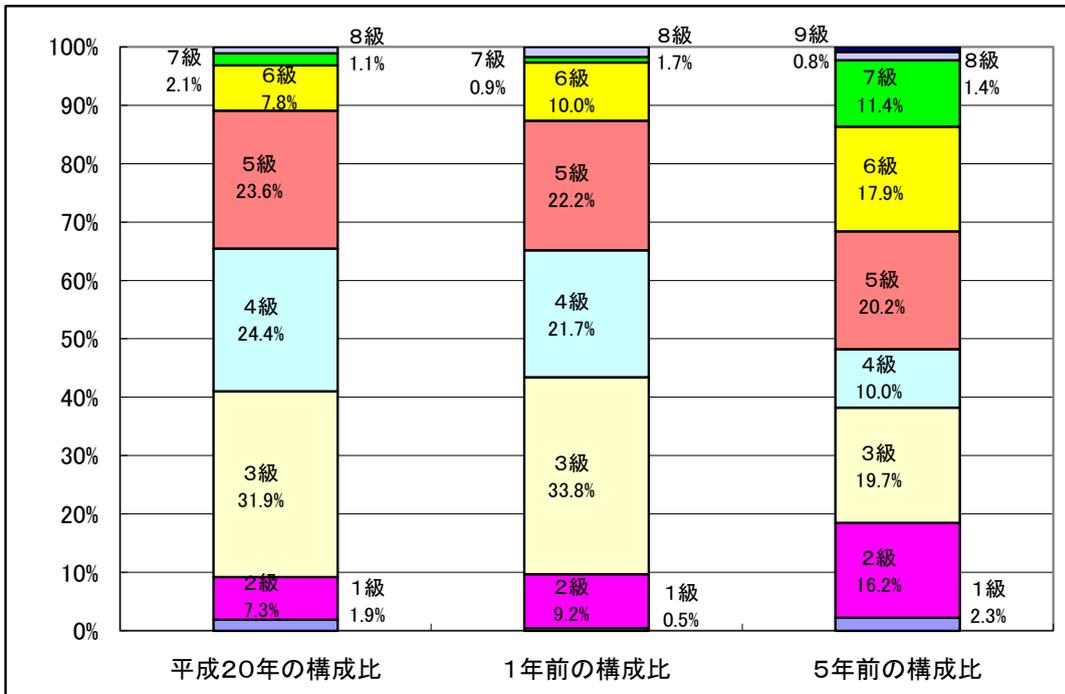
※ 技能労務職の平均給料月額が高いのは、一般行政職と比較し、平均的に採用時の年齢が高いため。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（20年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	複雑又は困難な業務を処理する部長職	7人	1.1%
7級	部長職・複雑又は困難な業務を処理する部次長職	13人	2.1%
6級	部次長職・複雑又は困難な業務を処理する課長職	49人	7.8%
5級	課長職・特に複雑又は困難な業務を処理する係長職	149人	23.6%
4級	複雑又は困難な業務を処理する係長職・複雑又は困難な業務を処理する主任職	154人	24.4%
3級	係長職・主任職	201人	31.9%
2級	高度の知識又は経験を必要とする係員	46人	7.3%
1級	係員	12人	1.9%

- (注) 1 小樽市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年度に9級制から8級制に変更している。（給与構造改革の導入にあわせ、旧給料表の3級と4級を統合等）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日（昇給日）として全職員に対して勤務成績の評定を実施。 なお、平成19年12月から、管理職（課長職以上）を対象とした能力・業績に基づく人事評価の試行を開始。
2. 昇給への勤務成績の反映状況 一部、人事評価を試行中であるが（管理職）、まだ本格的な実施ではないため、病気休暇等以外の理由による昇給区分の差は設けていない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小樽市	北海道	国
1人当たり平均支給額(19年度) 1,534 千円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,672 千円	—
(19年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.60) 月分 (0.70) 月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60) 月分 (0.75) 月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.60) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% (H20.6～H23.12)※1/3減額 ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づいた勤務成績の評定は現在行っていないが、平成19年12月から、管理職（課長職以上）を対象とした能力・業績に基づく人事評価を試行している。
2. 勤勉手当への勤務成績の反映状況 一部、人事評価を試行中であるが（管理職）、まだ本格的な実施ではないため、成績率による差は設けず（病気休暇等による在職期間の除算はあり）、一律の支給（6月：75/100、12月：75/100）を行った。

(2) 退職手当（20年4月1日現在）

小樽市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 なし	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)
1人当たり平均支給額 3,637 千円 22,475 千円	(2%～20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（20年4月1日現在）

支給実績(19年度決算)		41,158 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		791,503 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師・歯科医師	13 %	49 人	13 %
東京事務所勤務の職員	16 %	1 人	16 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
医師・歯科医師	15 %	15 %
東京事務所勤務の職員	18 %	18 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当 (20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		411,598 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		1,083,154 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)		20.1 %	
手当の種類(手当数)		21	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険業務手当	消防職員	警報発令下におけるその異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において放水、人命救助、破壊、機関操作、吸水又は救急活動に従事する勤務	1日につき840円
危険業務手当	消防職員以外	警報発令下におけるその異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれがある箇所又は発生した箇所において、その応急作業に従事する勤務	1日につき730円
危険業務手当	建設部職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業その他の作業で総務部長が定めるものに従事する勤務	1日につき300円
有害業務手当	病院の診療放射線技師又はエックス線助手	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事する勤務	1月につき7,000円
不快業務手当	生活環境部職員	し尿浄化槽内において行う当該浄化槽の清掃作業及びこれに付随する作業に従事する勤務	1日につき550円
困難業務手当	病院の助産師、看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	1勤務につき6,800円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が4時間以上であるとき	1勤務につき3,300円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満であるとき	1勤務につき2,900円
困難業務手当	消防職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる通信指令業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	1勤務につき1,100円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる通信指令業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満であるとき	1勤務につき730円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる通信指令業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が2時間未満であるとき	1勤務につき410円
企業職員危険業務手当	水道局職員	警報発令下におけるその異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれがある箇所又は発生した箇所において、その応急作業に従事する勤務	1日につき730円
企業職員不快業務手当	水道局職員	下水道マンホール内において汚泥処理作業に従事する勤務	1日につき400円
企業職員困難業務手当	浄水場の交替勤務職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	1勤務につき1,100円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満であるとき	1勤務につき730円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が2時間未満であるとき	1勤務につき410円
企業職員週休日等通勤費	交通機関での通勤者(通勤手当として定期代相当額を支給されているものを除く。)	週休日又は休日に勤務命令を受けて勤務する際の交通費	交通費実費
医師業務手当	医師又は歯科医師	医療職給料表の適用を受ける者が従事する勤務	1月につき50,000円
調査研究手当	保健所長である医師	業務に必要な調査研究に従事する勤務	1月につき150,000円
	保健所長以外の医師又は歯科医師	業務に必要な調査研究に従事する勤務	1月につき50,000円
保健所診療業務手当	保健所長である医師	保健所における診療業務に従事する勤務	1月につき150,000円
	保健所長以外の保健所医師又は歯科医師	保健所における診療業務に従事する勤務	1月につき50,000円
往診業務手当	病院の医師	患者の往診に従事する勤務	往診料の50/100
休日当番手当	病院の医師	休日救急当番日に従事する勤務	1日につき35,000円
休日当番手当	病院の医師	休日救急当番日のうちその者が勤務することを指定された日以外の日に従事する勤務	1日につき10,000円
医事手当	病院の医師	病院における診療業務	診療報酬に応じた額
麻酔科医休日当番手当	病院の麻酔科医師	休日救急当番日に業務の準備に従事する勤務	1日につき10,000円
週休日等通勤費	交通機関での通勤者(通勤手当として定期代相当額を支給されているものを除く。)	週休日又は休日に勤務命令を受けて勤務する際の交通費	交通費実費
派遣職員給料差額	人事交流により北海道に派遣された職員	北海道と小樽市の勤務時間の差(1週当たり1時間15分、4週で5時間)に係る給料差額	1月につき時給×1.25×5

※再任用短時間勤務職員の月額手当・日額手当は、勤務時間に応じて割り落とした額となる。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	338,759 千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	317 千円
支給実績(18年度決算)	360,364 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	282 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(6) その他の手当 (20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)
扶養手当	①配偶者 月額 13,000円 ②配偶者以外 月額 6,500円 (16歳から22歳までの子 1人5,000円加算)	同	—	244,941 千円	238,967 円
住居手当	①持家の場合月額 8,000円 ②借家の場合 月額 12,000円以上の家賃を支払っているときに限り一定の計算方法による額 (上限 月額 27,000円)	異	国 持家月額2,500円 (新築・購入後5年まで)	209,157 千円	142,770 円
通勤手当	片道の通勤距離が2km以上で、交通機関・用具を利用する職員に支給	同	—	122,921 千円	89,074 円
管理職手当	課長職以上の管理職に支給(独自削減あり) ①部長職 月額 65,250円 ②次長職 月額 52,200円 ③課長職 月額 41,400円	異	国 定額制だが支給額が異なる	134,129 千円	568,343 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間帯に勤務した場合に、1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給	同	—	※時間外手当に含む	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた場合、1時間当たりの給与額に100分の25の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給	同	—	63,317 千円	131,363 円
宿日直手当	あらかじめ割り振られた正規の勤務時間以外の時間や休日に宿直や日直の勤務を行った場合に支給 ①通常の宿日直 1回4,200円(半日直2,100円) ②病院において入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直 1回20,000円 ③病院における緊急医療従事及び器具等監視 1回5,900円(半日直2,950円) ④常直的な宿日直勤務 月額21,000円 (勤務日数が月の2分の1以下の場合 月額10,500円)	同	—	54,591 千円	530,014 円
寒冷地手当	11月～3月の各月の初日に在職する職員に対して、その世帯区分に基づき支給 ①世帯主 月額 23,360円 ②準世帯主 月額 13,060円 ③非世帯主 月額 8,800円 ④その他 支給なし 平成21年3月31日まで経過措置あり (20年度支給額) ①世帯主(扶養3人以上) 月額 28,285円 ②世帯主(扶養1・2人) 月額 26,925円 ③準世帯主 月額 15,660円 ④非世帯主 月額 10,420円 ⑤その他 支給なし	同	—	227,526 千円	121,000 円
単身赴任手当	勤務異動に伴い、住居を移転しやむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす場合支給 23,000円に交通距離に応じて加算する額(上限45,000円)を月額として支給	同	—	972 千円	486,000 円

※ 「4 職員の手当の状況」に記載している決算額は全会計(上水道事業会計・下水道事業も含む)を合計したものです。

5 特別職の報酬等の状況（20年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 長	688,100 円	(983,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額			
	副 市 長	649,440 円	(792,000 円)	1,080,000 円/	677,600 円		
	収 入 役	— 円	(— 円)	840,000 円/	611,200 円		
				710,000 円/	607,500 円		
報 酬	議 長	507,300 円	(534,000 円)	623,000 円/	431,000 円		
	副 議 長	457,900 円	(482,000 円)	538,000 円/	369,000 円		
	議 員	418,950 円	(441,000 円)	490,000 円/	339,000 円		
期 末 手 当	市 長 副 市 長 収 入 役	(20年度支給割合)		3.50 月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(20年度支給割合)		3.50 月分			
退 職 手 当	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 市 長 収 入 役	給料月額×支給率(540/100)×勤続年数		14,862,960	任期毎		
		給料月額×支給率(450/100)×勤続年数		11,689,920	任期毎		
	備 考	—		—	—		
		収入役は平成18年度から配置せず					

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

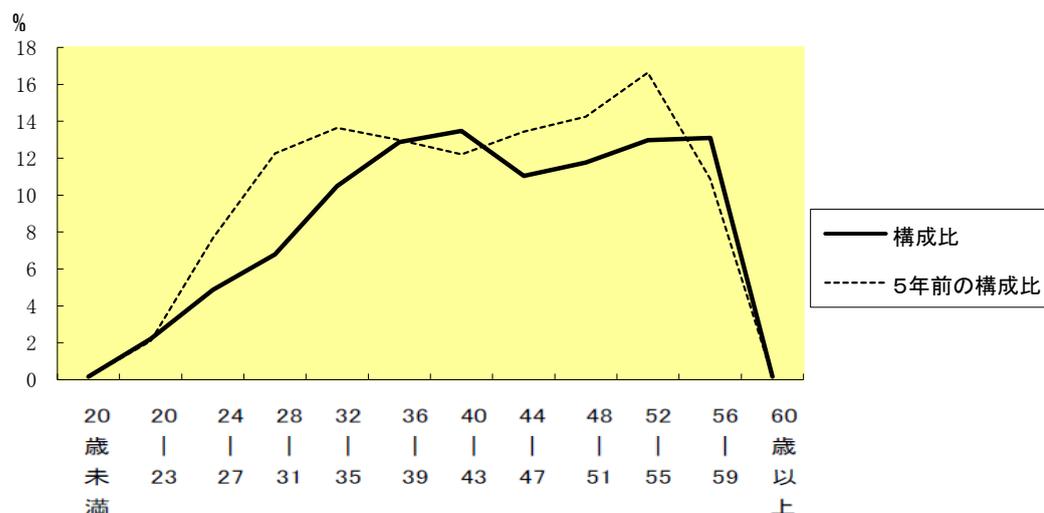
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成20年	平成19年		
普 通 会 計 部 門	議 会	9	11	▲ 2	欠員不補充
	総 務	179	187	▲ 8	欠員不補充、業務の見直し
	税 務	69	69	0	
	一 般 行 政 部 門	2	5	▲ 3	欠員不補充、業務の見直し
	農 林 水 産	12	15	▲ 3	欠員不補充、業務の見直し
	商 工	32	30	2	交流派遣増、暫定配置
	土 木	125	139	▲ 14	欠員不補充、業務の見直し
	民 生	173	179	▲ 6	欠員不補充、真栄保育所の民間移譲等
	衛 生	113	118	▲ 5	欠員不補充、業務の見直し
	小 計	714	753	▲ 39	<参考> 人口1万人当たり職員数 51.85人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 55.01人)
教 育 部 門	166	179	▲ 13	欠員不補充、業務の見直し	
消 防 部 門	249	250	▲ 1	欠員不補充	
小 計	1,129	1,182	▲ 53	<参考> 人口1万人当たり職員数 81.99人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 76.64人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	528	554	▲ 26	欠員不補充、病棟棟棟拡大
	水 道	82	89	▲ 7	欠員不補充、業務の見直し
	下 水 道	16	18	▲ 2	欠員不補充、業務の見直し
	そ の 他	55	52	3	機構改革による業務増
	小 計	681	713	▲ 32	
合 計	1,810 [2,645]	1,895 [2,698]	▲ 85 [▲53]	<参考> 人口1万人当たり職員数 131.45人 消防団を除くと2,039 消防団を除くと2,092	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（20年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	40人	88人	123人	190人	233人	244人	200人	213人	235人	237人	3人	1,809人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

1) 平成17年5月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年5月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
2,043人	1,843人	200人	9.79%

(参考) 小樽市における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年5月1日	平成22年4月1日	▲200

2) 定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

(各年4月1日現在：ただし17年は5月1日現在)

部門	区分	計画期間					17年～22年計	(参考) 数値目標
		17年計画始期	18年1年目	19年2年目	20年3年目	21年4年目		
一般・特別会計	減員		▲39	▲54	▲95		▲188	
	増員		23	7	44		74	
	差引		▲16	▲47	▲51		▲118(75.6%)	▲156
	職員数	1,318	1,302	1,255	1,204		1,204	1,162
企業会計	減員		▲75	▲59	▲92		▲226	
	増員		21	53	57		131	
	差引		▲54	▲6	▲35		▲91(206.8%)	▲44
	職員数	725	671	665	630			681
計	減員		▲114	▲113	▲187		▲414	
	増員		44	60	101		205	
	差引		▲70	▲53	▲86		▲209(104.5%)	▲200
	職員数	2,043	1,973	1,920	1,834		1,834	1,843

- (注) 1 計画期間は、17年5月～22年4月の5年間である。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。
 4 企業会計における進捗率が既に100%を超えているのは、看護師等は5月1日採用が多数を占めるため。
 5 上記の職員数には派遣職員、公営企業管理者を含むため、定員管理調査の人数とは若干異なっている。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
19年度	千円 2,860,369	千円 205,321	千円 736,793	% 25.8	% 28.5

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平 均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	85	千円 334,730	千円 64,911	千円 137,351	千円 536,992	千円 6,318	千円 6,874

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

平成15年度比較で、平成16年度は3%、平成17年度は5%、平成18年度は7%の給料月額のみ独自削減を実施、平成19年度には給与構造改革を導入したうえ5%の独自削減を実施し、平成15年度比較で約10%の給料削減を行っており、これを基礎として計算される手当(退職手当を除く)にも反映しているところです。管理職手当は平成16年4月1日から部長職と次長職は13%、課長職は8%を本来の額から減額しており、特殊勤務手当は平成19年度に大幅な見直しを実施し15種類から4種類へ削減しています。退職手当は国が構造改革導入と同時に支給している調整額について、支給を凍結しています。期末勤勉手当は平成20年度から、医師を除き、支給率を1.0か月分削減し年間3.5か月としており、計算の基礎額に係る役職加算も凍結しています。

2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(20年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小樽市	46.4歳	340,907円	520,591円
団体平均	45.5歳	374,552円	571,242円
事業者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小樽市	市町村(一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(19年度) 1,623千円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,792千円
(19年度支給割合) 期末手当 3.00月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.40月分 (0.70)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(20年4月1日現在)

小樽市	市町村(一般行政職・団体平均等)
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 なし 1人当たり平均支給額 24,234千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 なし 1人当たり平均支給額 16,498千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（20年4月1日現在）

支給実績(19年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
支給対象者なし	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当（20年4月1日現在）

支給実績(19年度決算)		810 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		10,945 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)		87.1 %	
手当の種類(手当数)		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険業務手当	水道局職員	警報発令下におけるその異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれがある箇所又は発生した箇所において、その応急作業に従事する勤務	1日につき730円
不快業務手当	水道局職員	下水道マンホール内において汚泥処理作業に従事する勤務	1日につき400円
困難業務手当	浄水場の交替勤務職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	1勤務につき1,100円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満であるとき	1勤務につき730円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が2時間未満であるとき	1勤務につき410円
週休日等通勤費	交通機関での通勤者(通勤手当として定期代相当額を支給されているものを除く。)	週休日又は休日に勤務命令を受けて勤務する際の交通費	交通費実費

オ 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	16,571 千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	224 千円
支給実績(18年度決算)	18,518 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	223 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)
扶養手当	①配偶者 月額 13,000円 ②配偶者以外 月額 6,500円 (16歳から22歳までの子 1人5,000円加算)	同	—	15,017 千円	174,616 円
住居手当	①持家の場合月額 8,000円 ②借家の場合 月額 12,000円以上の家賃を支払っているときに限り一定の計算方法による額 (上限 月額 27,000円)	同	—	10,475 千円	121,802 円
通勤手当	片道の通勤距離が2km以上で、交通機関・用具を利用する職員に支給	同	—	5,995 千円	69,709 円
管理職手当	課長職以上の管理職に支給(独自削減あり) ①部長職 月額 65,250円 ②次長職 月額 52,200円 ③課長職 月額 41,400円	同	—	5,881 千円	534,636 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間帯に勤務した場合に、1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給	同	—	※時間外手当に含む	
寒冷地手当	11月～3月の各月の初日に在職する職員に対して、その世帯区分に基づき支給 ①世帯主 月額 23,360円 ②準世帯主 月額 13,060円 ③非世帯主 月額 8,800円 ④その他 支給なし 平成21年3月31日まで経過措置あり (20年度支給額) ①世帯主(扶養3人以上) 月額 28,285円 ②世帯主(扶養1・2人) 月額 26,925円 ③準世帯主 月額 15,660円 ④非世帯主 月額 10,420円 ⑤その他 支給なし	同	—	11,520 千円	133,953 円

4) 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年5月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年5月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 96	人 78	人 18	% 18.75

(参考) 小樽市における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年5月1日	平成22年4月1日	▲18

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

→6(3) 2)を参照

(2) 下水道事業

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
19年度	千円 3,761,851	千円 △ 105,126	千円 174,699	% 4.6	% 5.3

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平 均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	18	千円 71,420	千円 16,124	千円 29,515	千円 117,059	千円 6,503	千円 6,858

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

平成15年度比較で、平成16年度は3%、平成17年度は5%、平成18年度は7%の給料月額のみ独自削減を実施、平成19年度には給与構造改革を導入したうえ5%の独自削減を実施し、平成15年度比較で約10%の給料削減を行っており、これを基礎として計算される手当(退職手当を除く)にも反映しているところです。管理職手当は平成16年4月1日から部長職と次長職は13%、課長職は8%を本来の額から減額しており、特殊勤務手当は平成19年度に大幅な見直しを実施し15種類から4種類へ削減しています。退職手当は国が構造改革導入と同時に支給している調整額について、支給を凍結しています。期末勤勉手当は平成20年度から、医師を除き、支給率を1.0か月分削減し年間3.5か月としており、計算の基礎額に係る役職加算も凍結しています。

2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (20年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小樽市	46.5歳	341,519円	545,431円
団体平均	44.6歳	372,307円	570,494円
事業者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小樽市	市町村 (一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(19年度) 1,640千円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,772千円
(19年度支給割合) 期末手当 3.00月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.40月分 (0.70)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（20年4月1日現在）

小 樽 市			市町村（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 なし			その他の加算措置 なし		
1人当たり平均支給額 23,949 千円			1人当たり平均支給額 15,559 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（20年4月1日現在）

支給実績(19年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
支給対象者なし	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当（20年4月1日現在）

支給実績(19年度決算)		7 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		450 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)		88.9 %	
手当の種類(手当数)		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険業務手当	水道局職員	警報発令下におけるその異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれがある箇所又は発生した箇所において、その応急作業に従事する勤務	1日につき730円
不快業務手当	水道局職員	下水道マンホール内において汚泥処理作業に従事する勤務	1日につき400円
困難業務手当	浄水場の交替勤務職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	1勤務につき1,100円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満であるとき	1勤務につき730円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が2時間未満であるとき	1勤務につき410円
週休日等通勤費	交通機関での通勤者(通勤手当として定期代相当額を支給されているものを除く。)	週休日又は休日に勤務命令を受けて勤務する際の交通費	交通費実費

オ 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	6,394 千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	400 千円
支給実績(18年度決算)	7,116 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	395 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)
扶養手当	①配偶者 月額 13,000円 ②配偶者以外 月額 6,500円 (16歳から22歳までの子 1人5,000円加算)	同	-	3,410 千円	189,444 円
住居手当	①持家の場合月額 8,000円 ②借家の場合 月額 12,000円以上の家賃を支払っているときに限り一定の計算方法による額 (上限 月額 27,000円)	同	-	1,799 千円	99,944 円
通勤手当	片道の通勤距離が2km以上で、交通機関・用具を利用する職員に支給	同	-	863 千円	47,944 円
管理職手当	課長職以上の管理職に支給(独自削減あり) ①部長職 月額 65,250円 ②次長職 月額 52,200円 ③課長職 月額 41,400円	同	-	1,040 千円	520,000 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間帯に勤務した場合に、1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給	同	-	※時間外手当に含む	

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
寒冷地手当	11月～3月の各月の初日に在職する職員に対し、その世帯区分に基づき支給 ①世帯主 月額 23,360円 ②準世帯主 月額 13,060円 ③非世帯主 月額 8,800円 ④その他 支給なし 平成21年3月31日まで経過措置あり (20年度支給額) ①世帯主(扶養3人以上) 月額 28,285円 ②世帯主(扶養1・2人) 月額 26,925円 ③準世帯主 月額 15,660円 ④非世帯主 月額 10,420円 ⑤その他 支給なし	同	—	2,611 千円	145,056 円

4) 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年5月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年5月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 23	人 17	人 6	% 26.09

(参考) 小樽市における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年5月1日	平成22年4月1日	▲ 6

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

→6(3) 2)を参照